

青森市手数料条例（平成十七年条例第八十二号）新旧対照表（案）

改正後				改正前			
別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
1 証明手数料				1 証明手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一	省略	省略	省略	一	省略	省略	省略
十三	戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明、 <u>同法第四十八条第二項（同法第一百七条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二百六条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項に関する証明</u> <u>又は同法第二百十條の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容の証明</u>	届出若しくは申請の受理、 <u>届書</u> その他市長の受理した書類の記載事項 <u>又は届書等情報の内容</u> の証明手数料	一通につき三百五十円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、千四百円とする。	十三	戸籍法第四十八条第一項（同法第一百七条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明 <u>又は同法第四十八条第二項（同法第一百七条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二百六条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項に関する証明</u>	届出若しくは申請の受理 <u>又は届書</u> その他市長の受理した書類の記載事項の証明手数料	一通につき三百五十円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、千四百円とする。
2 閲覧手数料				2 閲覧手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額

改正後				改正前			
一	戸籍法第四十八条第二項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧 <u>又は同法第二百十条の六第一項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</u>	戸籍届書等 閲覧手数料	<u>書類又は届書等情報の内容を表示したものの一件につき</u> 三百五十円	一	戸籍法第四十八条第二項の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	戸籍届書等 閲覧手数料	<u>書類一件につき</u> 三百五十円
3 交付手数料				3 交付手数料			
番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額	番号	事務の種類	手数料の名称	手数料の額
一	省略	省略	省略	一	省略	省略	省略
十	戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は同法第二百十条第一項、 <u>第二百十条の二第一項</u> 若しくは第二百二十六条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	戸籍謄抄本等交付手数料	一通につき 四百五十円	十	戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第二百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付 又は同法第二百十条第一項若しくは第二百二十六条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	戸籍謄抄本等交付手数料	一通につき 四百五十円

改正後				改正前			
十	戸籍法第十二条	除籍謄抄本	一通につき	十	戸籍法第十二条	除籍謄抄本	一通につき
一	の二において準	等交付手数料	七百五十円	一	の二において準	等交付手数料	七百五十円
	用する同法第十	料			用する同法第十	料	
	条第一項若しく				条第一項若しく		
	は第十条の二第				は第十条の二第		
	一項から第五項				一項から第五項		
	までの規定若し				までの規定若し		
	くは同法第二百				くは同法第二百		
	二十六条の規定に				二十六条の規定に		
	基づく除かれた				基づく除かれた		
	戸籍の謄本若し				戸籍の謄本若し		
	くは抄本の交付				くは抄本の交付		
	又は同法第二百				又は同法第二百		
	十条第一項、第				十条第一項若し		
	<u>百二十条の二第</u>				くは第二百十六		
	<u>一項若しくは第</u>				条の規定に基づ		
	<u>百二十六条の規</u>				く <u>磁気ディスク</u>		
	<u>定に基づく除籍</u>				<u>をもって調製さ</u>		
	<u>証明書</u> の交付				<u>れた除かれた戸</u>		
					<u>籍に記録されて</u>		
					<u>いる事項の全部</u>		
					<u>若しくは一部を</u>		
					<u>証明した書面</u> の		
					交付		
十	戸籍法第二十	戸籍電子証	戸籍電子証明		(新設)	(新設)	(新設)
一	一条の三第二項の	明書提供用	書提供用識別				
	の規定に基づく戸	識別符号発	符号一件につ				
二	籍電子証明書提	行手数料	き 四百円				
	供用識別符号の						
	発行（情報通信						
	技術を活用した						
	行政の推進等に						
	関する法律（平						
	成十四年法律第						
	<u>百五十一号）第</u>						

改正後				改正前			
<p>七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）第一条の二で定めるものに限る。次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の</p>							

改正後				改正前			
	請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)						
十三	戸籍法第二百一十條の三第二項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七條第一項の規定により同法第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号一件につき 七百元	(新設)	(新設)	(新設)	

改正後				改正前			
<p>を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>							